

## 陳情第4号

### 携帯電話等中継基地局（5G及びそれ以外も含む基地局）設置に関する 条例制定についての陳情

#### （陳情趣旨）

2020年3月下旬から第5世代移動通信システム（5G）が始まりました。5Gは今まで使われてこなかったミリ波というエネルギーの強い電波を使いますが、皮膚がん、失明、流産、不妊、発達障害などが増えたり、昆虫や動植物にも影響する可能性が指摘されています。また、ミリ波は電波の届く範囲が短いので、各携帯電話会社はそれぞれに100～200メートルごとに基地局を設置することになり住環境への弊害も出ています。海外では街灯や屋根付きのバス停、電柱などの公共インフラに5G基地局が設置され、近距離で強い電磁波に被曝することが問題になっています。

従来の4Gに関しても、私の測定器「RF3軸電磁波測定器TM-196」にて、去年地域住民へ何ら周知もせず建設した、私、山崎宅近くのUQコミュニケーションズ（株）の電柱式中継基地局を測定すると、家に当たるマイクロ波出力密度が0.6～0.02マイクロワット/平方センチメートル前後が常に当たっています。中継基地局というのは、携帯電話をアクセスすると突然に周辺では1～2桁台に数値が跳ね上がるのが基地局と携帯電話との関係です。

電磁波マイクロワットで世界で一番厳しいオーストリアのザルツブルグ州の規制値は0.0001マイクロワット/平方センチメートル（室内）～0.001マイクロワット/平方センチメートル（室外）とされています。この数値でも十分に電話機能は大丈夫なのです。それでも安全というわけでもありません。電場強度も600ミリボルト/メートル前後常に移動しています。説明書によると、長期暴露に対しては614ミリボルト/メートルの最大レベル以下が望ましいと書かれています。

私自身も耳鳴りが発症し続け、家族たちもアレルギー反応が時々起こるので、調べれば調べるほど疑い、不安になります。室内のWi-Fi無線LANについても怖いのでシールドクロスをかけ、マイクロ波の数値を落とし、使用時以外は電源を切っています。外の電力量を測るスマートメーターに関しても無線部分は撤去させています。今年の3月に家の横に楽天モバイルの携帯電話基地局設置の計画があったが、断念してもらいました。私のところに全国からの相談件数も増え続けています。

地主に対しては撤去依頼の説明と、通信会社にも撤去と測定依頼と対話交渉を続けるが、物別れに終わりました。今後も撤去に向けて、文章にて公開質問状を出す準備を進めています。同時に健康被害が心配なので、防御対策として出窓内側にアルミカバーを設置し、今後は値段の高いシールドカーテンの設置をも考えています。

皆さんに考えてもらいたいのは、マイクロ波や電場は、ガラス窓は数値を落とさずに通過し、木造や断熱材は少し数値を落とすが通過してきます。当然に人間の体、脳や人体も通過していると思われ、長期被曝するのであれば人体のDNAをも傷つけて、成長時の乳児や子供たち、免疫機能が衰えた人たちも含め、身体への何らかの影響が心配されます。子供たちの発達障害問題、大人でも突然発症する慢性的な耳鳴り、目まい、頭痛、吐き気、倦怠感、アレルギー反応…等の健康被害、最悪はがんの発生も含め関係があるのではないかとされています。

1990年代頃から本格化してきた携帯電話事業と比例して、実際にその人数が増え続けているというから不思議なことです。既に何人かのお医者さんも、大学工学部の先生も健康被害問題等を指摘し始めています。

それなのに日本の場合は、市場原理優先にて総務省の規制値はザルツブルグ州の外規制の100万倍高く設定し、欧州評議会とも比べても1万倍高く設定してあったりで、規制値の体をなしていません。厚生労働省に至ってはいまだに疫学調査すらせずに、子供たちの健康被害を守るためのガイドラインすら作りません。また、電磁波過敏症(EHS)と化学物質過敏症(MCS)を病気としてすら認めていないのも不思議です。ひどくなれば両方発症してしまうというから怖いことです。外国では予防原則の見地から、電磁波は危険性があるという前提でより厳しいガイドラインを設定しているのが実情です。

規制緩和とか、前のめりの市場原理優先の経済は行き過ぎた欲望の経済を生み出し、命を軽視した経済の暴走を繰り返しまれませんか。私たちは、水俣病公害問題等の反省を踏まえて、足元の環境や暮らしを大事にして、決して前のめりで急いでやってはいけない領域があると思います。

野田市の環境も暮らしも地域の重要な問題で、文句を言いながらも、良くも悪くもみんな野田市が好きなんです。私も生まれてから64年間ずっと住み続けています。残りの人生、未来ある子供たちに、良い環境と暮らしを守り、残してあげたいです。そういう気持ちから、便利だと思うものこそ、その裏にある意図を見抜き、疑い立ち止まる勇気を持ち、原点に戻って、人間や動植物が生き存在している意味、幸せの意味をも考え慎重であってほしいです。

外部から、都会から来る通信会社は利益優先のみで動いているので、こちらが驚くほど、野田市の歴史や共同体的な風土、地域性など全く理解していません。ほとんど無理解です。こうやって地方は、大手の資本に強引に入れられ、都会の論理で支配されて、中小零細企業は捨てられ、良い意味での田舎的な共同体は崩壊して地域格差が生まれ、街は廃れていくのでしょうか。携帯電話基地局問題からいろいろなことが見えてきて、危険、怖い、不安、心配だけでは済まされない、デジタル社会における地方自治・住民自治の問題も関係して数多くの問題が含まれていることが分かってきました。

野田市内では地域住民に何も説明なし、住環境無視で、各地に無造作に高さ約15メートルのコンクリート電柱を個人住宅の庭、他人の住宅近く、駐車場、店先、畑などに設置しています。頭上には大きな幾つものアンテナをつけ根元には高出

力の大きな配電盤が設置されています。どれだけ強い電波（電磁波）を出すのかと心配させられます。土地のない場所では建物の屋上にアンテナだけ各社が設置し始めています。市内に数えきれないほどの携帯電話基地局が設置会社の説明責任なしで強引（暴力的）ともいえる姿勢で設置され続けています。

国際がん研究機関（IARC）は、携帯電話やスマートフォン、Wi-Fiなどで使う無線周波数電磁波は、「発がん性の可能性がある」と認めています。アメリカや欧州連合の機関も5Gの安全性が確認されていないことを認めています。アメリカの自治体は5G基地局を住宅地や学校周辺に設置することを禁じ、スイスの4つの州は5G導入の一時停止を議決し、ベルギーのブリュッセル行政区域は「市民はモルモットではない」として、5G導入のための規制緩和を拒否しました。

一方、微量の電磁波に反応して頭痛や目まい、吐き気、睡眠障害などが起きる電磁波過敏症の国内有病率は6%と推計され、全国にも複数の患者会や支援団体もできています。

経済学者の宇沢弘文さんは、「私たちが、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を安定的に維持する—このことを可能にする社会的装置が地域の中の『社会的共通資本』という考え方です。」とっています。

私たちが生活する地域の住環境は地域住民みんなの社会的共通資本です。そういう考え方を無視して、市場原理優先で地域住民への説明責任を放棄して、地主と通信会社のみで強引に施行するやり方はどこか間違っています。その欲望の経済原理を疑うことなく続けていたら、地域の中での人間関係は壊れ（近所の地主と争うこととなります）、お互い精神的にも追い込まれ疲弊して、地域の暮らしは崩壊し続けていくのは目に見えています。

中型携帯電話中継基地局のマイクロ波は必要ない人まで、強引に長期的に24時間、約300~400メートル周辺に影響を及ぼし放射し続けている事実を理解してください。しっかりと測定して、はっきりと数値として出せるものです。数値を知れば知るほど驚くと思います。

都市、教育、医療、農業、自然などの社会的共通資本は利益優先で暴走する市場原理主義に任せるのではなく、制度資本として、行政は市民の生活環境を守るためにも規制し管理していく必要があるだろうと思っています。

この電磁波問題は日本全国でも健康被害・住環境被害を危惧して各地に環境条例等を含み、条例制定の市や町もありますので別紙資料を参考にしてください。また、健康被害等に関しては別紙新聞記事を見てください。5Gに関してはリーフレットを参考にしてください。私たち住民は、何ら説明なしで急に増え続ける携帯電話基地局に対して大変不安に思い心配しています。その声を集めた署名用紙もお渡ししますのでご検討ください。

（陳情項目）

野田市での携帯電話等中継基地局（5G及びそれ以外も含む基地局）設置に関しての基地局規制条例が必要です。以下の7点を盛り込んだ条例を早期に制定してください。お願いいたします。

#### 情報公開と事前説明

- 1 事業者は5G基地局及びそれ以外の携帯電話基地局を設置する際は、住民の合意なく建設を行ってはならないこと。事前に事業計画を電波が届く範囲の住民に広く周知し、説明会を開き、地域住民の声を反映させること。説明会開催後、速やかに説明実施報告書を市長に提出し、市長は市民の求めに応じて開示・閲覧に供すること。また、紛争が生じたとき、市長は調停またはあっせんを行うこと。
- 2 事業者は携帯電話基地局設置並びに改造の際は住環境、景観、健康被害、電波障害も考慮し、着工日から60日前までに工事計画書を市長に提出すること。30日前までに建築標識を現地に設置すること。基地局の使用を開始したときは市長に届け出ること。近隣住民にも知らせること。
- 3 事業者は携帯電話基地局の工事を行うときは、地域住民への説明、合意なく工事を行ってはならないこと。工事計画書の提出後、近隣住民に工事計画書の概要を説明すること。説明会開催後、速やかに実施報告書を市長に提出し、市長は市民の求めに応じて開示・閲覧に供すること。紛争が生じたとき、市長は調停またはあっせんを行うこと。使用を開始したときは市長に届け出ること。近隣住民にも知らせること。
- 4 事業者は既に設置してある5G基地局及びそれ以外の携帯電話基地局に関して、改めて電波が届く範囲の住民に広く周知して説明会を開き、地域住民の声を反映させること。説明会開催後、速やかに実施報告書を市長に提出し、市長は市民の求めに応じて開示・閲覧に供すること。紛争が生じたとき、市長は調停またはあっせんを行うこと。
- 5 事業者は携帯電話基地局設置場所、設置数の情報公開を行い市民の求めに応じて開示し閲覧させること。

#### 環境因子に敏感な人々の保護

- 6 電磁波過敏症や乳幼児、妊婦、高齢者、病人など、電磁波の影響を受けやすい人を守るため、住宅地や子供の通う施設（保育園、幼稚園、学校、遊び場など）、公共施設、病院、福祉施設周辺に5G基地局及びそれ以外の携帯電話基地局を設置することを禁止すること。また、市の施設、土地への携帯電話基地局の設置はしないこと。
- 7 交通機関での規制、まめバス待合室、場所などに5G基地局を設置しないこと。電磁波過敏症でもバスを安全に利用できるよう、車内での携帯無線通信機能使用を規制したり、電源オフ車両を設けること。

令和2年11月30日

野田市議会議長 平井 正一 様

陳情者

野田市 田各

野田市民の環境と健康を守る会 田各

外 103名